

令和 6 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
健康づくり推進課	令和6年度 肺がん検診・結核検診、喀痰検査業務（新堂診療所）	令和6年4月1日	医療法人 同愛会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,089,726	喀痰検査を含む肺がん個別検診を委託	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	受診者の利便性及びがん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充のためであり、精度管理上の基準を満たす体制がある市内医療機関であるため。
健康づくり推進課	令和6年度 妊婦歯科健康診断業務	令和6年4月1日	一般社団法人 富田林歯科医師会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,853,280	早産等を予防し、妊婦や生まれてくる子どもの口腔衛生の向上を図ることを目的に妊娠中に実施する歯科健診	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	受診者の利便性及び受診率向上等の観点から、市内の医療機関での実施が望ましいため。
健康づくり推進課	令和6年度 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査及び請求に係る審査事務事業業務	令和6年4月1日	一般社団法人 大阪府助産師会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,056,820	大阪府助産師会の会員で、健康診査業務を受託する助産所にて妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査を実施する。また、大阪府助産師会にて実施要領に基づく請求書の内容の確認、助産所別明細書の作成等についての審査事務を実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	妊産婦の利便性を考えて大阪府下全域の一般社団法人大阪府助産師会の会員たる助産所において妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査を受診できるようにするため。
健康づくり推進課	令和6年度 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般（1か月児）健康診査、乳児後期健康審査及び請求に係る審査事務業務	令和6年4月1日	一般社団法人 大阪府医師会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	74,631,810	本市内の産婦人科、小児科だけでなく、大阪府内全域の一般社団法人大阪府医師会の会員たる医療機関においても妊産婦及び新生児、乳児が健康診査を受診できるよう委託する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	妊産婦、乳児の利便性を考えて大阪府内全域の一般社団法人大阪府医師会の会員たる医療機関において妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般（1か月児）健康診査及び乳児後期健康診査を受診できるようにするため。
健康づくり推進課	令和6年度 任意予防接種費用助成事業の実施に関する業務	令和6年4月1日	一般社団法人 富田林医師会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,048,148	高齢者肺炎球菌予防接種（任意接種分）の代理受領に係る業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	被接種者の利便性及び安全性及び接種率向上等の観点から、市内の医療機関での実施が望ましく、近隣の各医療機関が会員として加入している団体であるため。
健康づくり推進課	令和6年度 乳幼児健康診査（集団検診）業務	令和6年4月1日	大阪府済生会富田林病院、医療法人宝生会 P L 病院	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	2,430,200	母子保健法第12条及び第13条に基づく健康診査を実施するにあたり必要な小児科診察	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	市内の個人の小児科医だけでは人数が少なく実施が困難であることから、小児科医が複数名在籍する病院から小児科医を派遣してもらうため。
健康づくり推進課	令和6年度 乳がん検診（個別）業務	令和6年4月1日	富田林病院、P L 病院、いぬいクリニック	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	130,317,000	40歳以上の富田林市民の女性を対象に乳がん検診（問診及びマンモグラフィ検査）を実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	受診者の利便性及びがん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充のためであり、精度管理上の基準を満たす体制がある市内医療機関であるため。
健康づくり推進課	令和6年度 富田林市セット健診業務	令和6年4月1日	大阪府済生会富田林病院	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	9,532,892	特定健康診査または後期高齢者医療健康診査とがん検診を同時に受けることができるセット健診を委託	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	がん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充のためであり、特定健康診査と胃・肺・大腸がん検診を同日に受けることができる唯一の市内医療機関であるため。
健康づくり推進課	令和6年度 定期予防接種業務（市外医療機関）	令和6年4月1日	大阪狭山市医師会、河内長野市医師会、近畿大学病院、大阪南医療センター、大阪母子医療センター、かがやきクリニック	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	21,458,941	定期予防接種（A類）業務の実施	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	富田林市外に主治医のある者、在宅医療が必要な者で市外医療機関の往診を受けている者とその兄弟姉妹について、安全性及び利便性を図るため。
健康づくり推進課	令和6年度 大腸がん検診・喀痰検査業務	令和6年4月1日	大阪府済生会富田林病院	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,422,720	大腸がん検診、喀痰検査	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	受診者の利便性及びがん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充のためであり、精度管理上の基準を満たす体制がある市内医療機関であるため。
健康づくり推進課	令和6年度 成人歯科検診、後期高齢者歯科検診業務	令和6年4月1日	一般社団法人 富田林歯科医師会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	933,260	富田林市内の歯科医院における個別の歯科検診の実施を委託	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	一般財団法人歯科医師会は、歯科検診を実施することができる歯科医師で構成される市内唯一の組織であるため。
健康づくり推進課	令和6年度 健康診査・がん検診事業に係る業務	令和6年4月1日	一般社団法人 富田林医師会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	86,608,872	胃内視鏡検診、大腸がん検診、子宮がん検診等のがん検診や追加項目検査、肝炎ウイルス検査等の健康診査を富田林医師会管内の医療機関にて実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	がん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充のためであり、対応できる専門知識を有する団体は一般社団法人富田林医師会のみであるため。
健康づくり推進課	令和6年度 胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診業務	令和6年4月1日	公益財団法人 大阪府保健医療財団	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	10,371,794	富田林市立保健センターでは、平成5年度より胃がん集団検診、平成16年度より乳がん検診、平成27年度より子宮頸がん検診を実施し、検診日の問診票確認スタッフの派遣・検診後のデーター入力・精密検査者の追跡等も委託内容に含まれる。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	集団検診に必要な人員・検診器具等を用意できる業者は限られるため。

令和 6 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
健康づくり推進課	令和6年度乳がん検診（集団）・結核・肺がん検診（集団）業務	令和6年4月1日	一般財団法人 大阪府結核予防会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	4,788,740	40歳以上の富田林市民を対象に、乳がん検診（集団）、結核・肺がん検診（集団）を実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	がん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充のためであり、対応できる専門知識を有する団体は当該団体のみであるため。
健康づくり推進課	令和6年度 富田林市産後ケア事業（日帰り・宿泊型）業務	令和6年4月1日	富田林病院・澤井産婦人科・PL病院・大阪母子医療センター・大阪南医療センター	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	3,679,800	出産後、お母さんやご家族が安心して子育てができるよう、医療機関において、助産師等による産後の体調管理と育児をサポートする事業の委託	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	市内外の医療機関にて、産後うつ症状など産婦の不安定な状態に対して広く安定した支援体制の確保する目的であり、競争入札には適さないため。
健康づくり推進課	令和6年度 定期予防接種業務（富田林医師会）	令和6年4月1日	一般社団法人 富田林医師会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	268,107,872	定期予防接種A類、B類（インフルエンザ・定期コロナ以外の成人用肺炎球菌・風しん単独など）業務の実施	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	かかりつけ医として、普段の体調を把握している富田林医師会管内の各医療機関での接種が望ましく、そのため近隣の各医療機関が会員として加入している団体であるため。
健康づくり推進課	令和6年度 個別検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診）業務	令和6年4月1日	公益財団法人大阪府保健医療財団 一般財団法人大阪府結核予防会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	4,652,560	がん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充の施策として、富田林市外で最大5つのがん検診を一度に受けることができる個別検診を実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	がん検診受診率向上を目的とした検診体制及び検診機会の拡充のためであり、精度管理上の基準を満たす体制がある医療機関であるため。
健康づくり推進課	富田林市立休日診療所歯科衛生士業務	令和6年4月1日	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	780,450	こちらは富田林市立休日診療所の歯科における歯科衛生士業務を委託しているものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	公益社団法人大阪府歯科衛生士会は、歯科衛生士の会員が多数入会している団体で、専門知識を有する歯科衛生士が多数入会している団体であるため。
健康づくり推進課	特定個人情報令和6年度改版対応健康管理システム改修業務	令和6年5月16日	NECネクスソリューションズ株式会社 関西支社	契約日の翌日 ～ 令和6年7月31日	1,287,000	現在使用している健康管理システムを特定個人情報令和6年度改版に対応するにあたり必要な改修作業を行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
健康づくり推進課	公用車購入（健康づくり推進課）	令和6年5月28日	富田林市自動車協同組合	— ～ 令和6年10月31日	1,285,000	ダイハツ ハイゼット 5BD-S700V 1台 その他装備品等	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	中小企業庁が証明した官公需適格組合であり、また本市に登録している市内業者が同組合員であるため。
健康づくり推進課	富田林市立保健センター、休日診療所清掃業務（長期継続契約）	令和6年6月1日	明晃株式会社	令和6年6月1日 ～ 令和9年6月30日	12,210,000	富田林市立保健センター及び富田林市立休日診療所の清掃業務を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	嘔吐等の処理は迅速かつ適切に清掃・殺菌消毒されないと施設内感染を引き起こす可能性があります。済生会富田林病院内に作業員が常駐しており、感染予防に精通した業者でないと適切に対応できないため。
高齢介護課	令和6年度 富田林市地域型介護予防教室業務	令和6年4月1日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会、一般財団法人 富田林市福祉公社、社会福祉法人 一梅会、社会福祉法人 柳生会、社会福祉法人 オレンジの会、社会福祉法人 富美和会、社会福祉法人 成和会、医療法人 春秋会、社会福祉法人 博光福祉会、社会福祉法人 天寿会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,114,200	高齢者の介護予防と生きがいの増進並びに社会参加を促進し、高齢者ができる限り要介護状態になることなく可能な限り地域において自立した生活を営むことができるように支援するとともに、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を目的に、富田林市地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが地域の集会所などで開催する介護予防教室。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	高齢者福祉に関する相談支援窓口として、地域住民の信頼と実績をもつ法人であるとともに、介護予防教室開催のノウハウをもち、効果的に事業を遂行するために同法人と契約を締結することが適切であるため。
高齢介護課	令和6年度 富田林市在宅介護支援センター業務	令和6年4月1日	社会福祉法人 成和会、医療法人 春秋会、社会福祉法人 柳生会、社会福祉法人 一梅会、社会福祉法人 富美和会、社会福祉法人 オレンジの会、社会福祉法人 天寿会、社会福祉法人 博光福祉会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	5,786,160	介護保険の「包括的支援事業」を住民の利便性を考慮し、効果的・効率的に実施するため地域包括支援センターの協力機関として富田林市地域包括支援センターと連携し、地域住民に対して、相談対応や訪問活動を行い、対象者ニーズへの対応や評価等の適切な支援を行う業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	富田林市在宅介護支援センター運営事業実施要綱第2条の規定により、市長が適切な事業運営が確保できると認めた団体であるため。
高齢介護課	令和6年度高齢者歯科保健業務	令和6年4月1日	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	2,025,951	高齢者の生活機能向上や介護予防を目的にオーラルフレイルの改善（口腔衛生状態や口腔機能の改善）のプログラムを実施する専門性の高い事業であるとともに、対象者が高齢者であるため安全管理には特に注意を要する事業	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	専門性が高い事業であるため専門職の配置が必要であり、本市との連携のもと、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施にあたっての制度理解が必要なため。
高齢介護課	令和6年度 富田林市定点型介護予防教室業務	令和6年4月1日	街かどデイハウスひまわり運営委員会・（特非）きんきうえぶ	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	2,400,000	「介護予防教室」を街かどデイハウス等を利用し定点で実施する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	介護予防教室の開催・運営について熟練したスタッフが配置されている街かどデイハウスであり、安全かつ効果的に介護予防教室を開催・運営するためには同者と契約を締結するのが最適であるため。

令和 6 年度随意契約一覧表【健康推進部】

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
高齢介護課	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務	令和6年4月1日	富田林病院 他86施設	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	24,001,552	地域包括支援センターが実施する当事業の一部について、介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	現在、契約相手方と委託契約を締結し、利用者にサービスを提供しており、継続性の担保のため、現行の契約相手方との契約が必要であるため。
高齢介護課	介護保険システム訪問調査モバイル保守業務	令和6年4月1日	富士通 J a p a n 株式会社 関西公共第二ビジネス部	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	673,200	令和5年度から導入開始した訪問調査モバイル運用に伴い、そのシステムの保守・運用支援を委託	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
高齢介護課	介護保険システム J i p - B a s e 利用契約	令和6年4月1日	日本電子計算株式会社 大阪支店	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	2,389,200	介護システム用サーバは、本市基幹系システムで利用しているクラウドサービス（Jip-Base）上に構築しているため、同クラウドサービスの月額利用契約	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本業務と基幹系システムのデータベースを正確かつ安定的に即時連携するためには、同一のクラウド環境上に構築することが必要不可欠であり、これらを有する唯一の業者であるため。
高齢介護課	令和6年度 富田林市脳活性化教室	令和6年5月20日	株式会社 C O S P A ウェルネス	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	1,216,600	認知機能の維持・向上を目的に運動や脳トレーニングなどのプログラムを実施する専門性の高い事業であるとともに、対象が高齢者であるため安全管理には特に注意を要する事業です。また、認知機能評価の方法として、アイトラッキング式認知機能評価という、測定にかかる負担を極めて軽減し、かつ参加者自身にわかりやすい結果を示すのできる方法を採用した、研究に裏付けされた教室の運営	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	介護予防事業の実施に必要な運動専門職の配置と、本事業を実施するために必要な次世代型認知機能評価システムと連動した運動プログラム実施のノウハウの両方を兼ね備えた同事業者との契約を締結することが望ましいため。
保険年金課	令和6年度 国民健康保険総合健康診断業務（年間単価契約）	令和6年4月1日	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院	契約日 ～ 令和7年3月31日	7,274,300	富田林市国民健康保険加入者の健康保持増進のため総合健康診断（人間ドック）事業の実施を委託	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	脳ドックや婦人科検診等の機器等の設備を有する市内医療機関であるため。
保険年金課	令和6年度 国民健康保険総合健康診断業務（年間単価契約）	令和6年4月1日	医療法人 宝生会PL病院	契約日 ～ 令和7年3月31日	15,721,420	富田林市国民健康保険加入者の健康保持増進のため総合健康診断（人間ドック）事業の実施を委託	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	脳ドックや婦人科検診等の機器等の設備を有する市内医療機関であるため。
保険年金課	令和6年度 後期高齢システム J i p - B a s e 利用契約	令和6年4月1日	日本電子計算株式会社 大阪支店	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,900,800	後期高齢者システム用サーバは、本市基幹系システムで利用しているクラウドサービス（Jip-Base）上に構築しているため、同クラウドサービスの月額利用契約	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本業務と基幹系システムのデータベースを正確かつ安定的に即時連携するためには、同一のクラウド環境上に構築することが必要不可欠であり、これらを有する唯一の業者であるため。
保険年金課	特定健康診査受診勧奨業務（大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業）	令和6年4月1日	株式会社 N T T データ関西	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	10,710,000	大阪府が「大阪府健康づくり支援プラットフォーム等整備等事業」として、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を府民向けに提供しており、本市特定健康診査受診率の向上を目指し、アスマイルに付属する「市町村オプションサービス」を利用するための契約	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	大阪府が実施する業務の市町村オプションサービスを利用するものであるため。
保険年金課	令和6年度国民健康保険料の決定にかかる通知書等印刷製本並びに封入封緘業務	令和6年4月15日	日本電子計算株式会社 大阪支店	契約日の翌日 ～ 令和6年10月11日	2,869,680	令和6年度国民健康保険料決定に係る通知書等の帳票作成、印刷処理、製本、封入封緘処理の業務を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	1万枚をこえる帳票印刷製本等については既に、現在の基幹系システム保守事業者と契約を締結しており、1万枚を下回る帳票類の印刷製本等についても同一事業者に委託することで、費用及び納期の削減が期待できるため。
保険年金課	保健事業システム特定健診第4期対応業務	令和6年5月15日	アトラス情報サービス株式会社	契約日の翌日 ～ 令和6年7月31日	660,000	令和6年度以降の特定健康診査に関する法改正（特定健診第4期）に伴う保健事業システムについて対応 （１）特定健診の検査項目追加や選択肢変更など （２）特定保健指導のアウトカム評価追加や早期初回面談、服薬確認の追加など	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。